

消防予第 392 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

防火対象物定期点検報告制度に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課
担当：七條、木村、金子
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問1 共同住宅における消防用設備等の特例に係る通知^{※1}を踏まえ、消防法施行令第32条を適用して消防用設備等の設置が免除等された共同住宅について、消防法施行規則第4条の2の6第2項第3号に定める「これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないもの」として認めてよいか。

(答)

差し支えない。

※1 共同住宅における消防用設備等の特例に係る通知

- ・「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」（昭和36年8月1日自消乙予発第118号 廃止）
- ・「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防予第49号 廃止）
- ・「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号 廃止）
- ・「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日 消防予第220号 廃止）